平成２７年（フ）第３６４号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　府営岩倉長谷団地２棟413号
債務者　永武　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７０号
京都市伏見区竹田内畑町178番地
債務者　西田　吉男
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７２号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地８―308
債務者　辻元　麻路（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
奈良市大安寺１丁目１番１―402号
債務者　田中美樹江
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１１３号
奈良県生駒市西旭ヶ丘２番15―303号
債務者　石政奈津子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４０号
鳥取県鳥取市松並町１丁目273番地２
債務者　徳永　　彰
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５号
鳥取県鳥取市秋里932番地２　コーポ片山202号、旧住所埼玉県所沢市小手指町３丁目27番地の１
債務者　武田喜美子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５号
栃木県足利市樺崎町135番地
債務者　武田智代子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１３２号
岡山市北区富田町２丁目１番10号とんだびる205
債務者　岸上　里美
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２７９号
東京都稲城市矢野口2284―11―808
債務者　白尾　裕也
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３２７号
東京都足立区鹿浜４丁目24―17―301
債務者　大川　雅子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３２８号
東京都板橋区高島平２丁目28―１―228
債務者　後藤　裕子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３３５号
東京都江戸川区東小岩１丁目19―３―103
エクレール東小岩ⅡＡ
債務者　浅井　涼平
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３３６号
東京都大田区南馬込１丁目17―３―102
債務者　落合　文一
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３４４号
東京都多摩市諏訪２丁目３―２―307
債務者　榎本久美子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３４５号
東京都町田市木曽西１丁目38―35
債務者　冨田　大輔
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部